

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令要綱

第1 政治資金規正法施行令の一部改正

- 1 特定パーティー開催団体に係る読替規定の整備を行う。(第九条第一項関係)
- 2 確認書の写しの交付の方法を定める。(第十八条関係)

第2 政党助成法施行令の一部改正

公表対象報告文書の写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等について定める。(第七条～第九条関係)

第3 施行期日等

- 1 この政令は、令和八年一月一日から施行するものとする。ただし、前記第1の1の事項（政治資金規正法施行令第九条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項に限る。）の改正規定は令和七年十月一日から、附則第二項の規定は令和九年一月一日から、それぞれ施行する。(附則第一項関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。